

【 消費者契約法（実体法部分）改正に向けて 】

— 「つけ込み型不当勧誘」「損害賠償額の予定・違約金条項」を中心に —

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

弁護士 山本 健 司

第1 消費者契約法（実体法部分）改正に関する日弁連の取り組み

1 法律制定時の取り組み

「消費者契約法日弁連試案」（1999年）

2 法律制定後の取り組み

(一) 法律相談や訴訟等での活用、運用実態や被害実態の調査

(二) 立法提言

「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」 ※「参考資料①」

第2 つけ込み型不当勧誘について

1 問題事例

(一) 高齢者の知識の不足・判断能力の減退につけ込んだ勧誘

【A1】 高齢者への多数の呉服販売¹

呉服販売業者が約80歳の認知症の女性に対し、7年半の間に契約件数87件、販売総額約3600万円の呉服を、財産管理能力が低下していることを知りながら、個人的に親しい友人関係にあるように思い込ませ、これを利用して、継続的に購入させ、老後に充てられるべき資産をほとんど使わせた事案。通常の商取引の範囲を超えるもので公序良俗に反するとされた。

【A2】 高齢者からの廉価での土地購入²

約85歳の高齢者に対し、同人が認知症と妹の死をきっかけとする長期間の不安状態のために事理弁識能力が著しく低下しており、かつ、受容的な態度をとる他人から言われるがままに有利不利を問わず迎合的に行動する傾向があり、周囲から孤立しがちな生活状況の中で、親切にされれば迎合的な対応をする状態にあることに乗じて、土地を適正額の6割未満の売買価格で購入した事案。判断能力の低い状態に乗じてなされた客観的な必要性のない取引で公序良俗に反し無効とされた。

【A3】 高齢者へのプロ向けファンドの販売³

「投資経験の乏しい者に『プロ向けファンド』を販売する業者にご注意！—高齢者を中心にトラブルが増加、劇場型勧誘も見られる—」

¹ 奈良地判平成22年7月9日消費者法ニュース86号129頁

² 大阪高判平成21年8月25日判時2073号36頁

³ 平成25年12月19日国民生活センター発表情報

(二) 疾病につけ込んだ勧誘

【A4】 躁うつ病の発症者への多数の着物等の販売⁴

躁うつ病を発症していた者に呉服業者が合計約6000万円もの着物等を現金、クレジット等で購入させた事案。意思能力が無かったとか著しく減退していたとはまでは認められないものの、売買契約の一部は公序良俗に反し無効で、無効な契約に基づいて金銭を支払わせたことは不法行為に該当するとされた。

【A5】 うつ病の発症者への投資用マンションの販売⁵

うつ病で休職している時に、相手方の営業員から投資用マンション購入の電話勧誘を受け、節税対策になる等と説明され、精神状態も悪かったこともあって、勧誘を受けた日とその3日後にマンションの2部屋を信販会社でローンを組んで次々に購入した事案。

(三) 不安、恐怖、不安定な精神状態につけ込んだ勧誘

【A6】 悩みを抱えた者の不安をあおったうえでの高額な祈祷料・鑑定料⁶

悩みを多く抱えていた原告がチラシを見て高島易断を名乗る占い師の悩みを解決する鑑定会に赴いたところ、放っておくと今年中に死ぬ等不安を煽った上で祈祷料や鑑定料として合計400万円の支払いをさせられた事案。不法行為が認められた。

(四) 知識・経験・判断能力の不足を利用した勧誘

【A7】 投資経験のない主婦への投資信託の販売⁷

証券取引の経験のない66歳の専業主婦に対し、亡夫の遺産である株式を売却した資金で株式投資信託等を行うことを勧誘し、同人には証券取引の知識経験がなかったため同人の息子が同人を代理して取引が行われ、1600万円の損失が生じた。同人の息子は飲食店を経営していたものの、脳出血の後遺症でうつ病の症状が強く、入通院して投薬治療を受けていた事案。主婦や息子は業者担当者の説明を聞いても十分に理解できず、十分に理解できないままに業者担当者の主導によって取引が行われており、一連の取引について適合性原則違反、説明義務違反等による違法が認められ、不法行為を構成するとされた。

(五) 人間関係・従属関係につけ込んだ勧誘

【A8】 デート商法での貴金属の販売⁸

事業者が独身男性（22歳、教員）に対し、若い女性の販売員をあてがい、同女との今後の交際等を匂わせるような思わせぶりな言動をとらせ、好意を抱かせて勧誘に乗ってしまいやすい状況を作出したうえで宝飾品の購入を勧め、さらに複数の販売員と共に長時間にわたり購入を勧誘し続けて、市場価格よりも高

⁴ 徳島地判平成19年2月28日（消費者庁「平成23年度調査結果報告」【A1-107】）

⁵ 消費者庁「平成23年度調査結果報告」ADR事例【B2-61】

⁶ 神戸地裁洲本支部判平成19年12月25日消費者法ニュース75号227頁、大阪高判平成20年6月5日消費者法ニュース76号281頁

⁷ 大阪地判平成18年4月26日判タ1220号217頁

⁸ 名古屋高判平成21年2月19日判時2047号122頁。類似の事例として、国民生活センターHP2004年3月17日掲載事例「販売目的を隠してメル友になり、高額な宝石を売りつけるデート商法」、東京高判平成28年4月20日「デート商法による投資勧誘行為の違法性を認めた事例」消費者法ニュース108号342頁

額な価格で宝飾品をクレジットで購入させたという案件について、一連の販売方法や契約内容等に鑑みると、本件売買契約は、男性の軽率、窮迫、無知等につけ込んで契約させ、女性販売員との交際が実現するような錯覚を抱かせ、契約の継続を図るといって著しく不公正な方法による取引であり、公序良俗に反して無効であるとした。

【A9】婚活サイトを利用した投資用不動産の販売⁹

婚活サイトで知り合った男性とのデートの際に、「節税対策」「年金・生命保険の代わりになる」「個人的にも面倒を見る」等とマンション投資を勧められ、投資用マンションを購入した。 ※「参考資料②」

【A10】従業員への自社製品（呉服）の販売¹⁰

呉服販売業者が従業員に対し、呉服等の自社商品を販売した事案。従業員の支払能力に照らして過大な販売であり、売上目標達成のために事実上購入することを強要したものであるとして、公序良俗に反して無効であるとされた。

(六) 経済的な困窮につけ込んだ勧誘

【A11】経済的に窮した者への高利での貸付¹¹

年利240パーセントの割合となる利息の約定で金銭を貸付した事案。借主は本件消費貸借契約当時、経済的に窮迫していたか、仮にそうでなかったとすれば、軽率ないし無経験のため本件消費貸借契約を行ったものと考えられ、貸主はこのような状況を認識して、これに乗じて違法な高金利によって利益を得ようとしたものと推認されるとし、経済的窮迫に乗じた極めて違法性の高い犯罪行為に該当する本件利息約定は公序良俗に反し、本件利息約定と一体をなす本件消費貸借契約それ自体も公序良俗に反し無効とされた。

2 法改正の必要性和日弁連の立法提案

(一) 法改正の必要性

消費生活相談事例や裁判例においては、高齢者や認知症などの弱みにつけ込むようにして不必要と思える量ないし性質の商品を購入させているいわゆる「つけ込み型の勧誘事例」が見受けられる。¹²

しかし、2016年改正前の消費者契約法では、このような「つけ込み型不当勧誘」について、同法が規定する「誤認取消類型（＝限定された重要事項に関する誤認に限定されていた）」「困惑取消類型（＝身体拘束型の困惑惹起行為に限定されていた）」に該当せず、十分に対応できる救済規定が存在しなかった。そのため、公序良俗違反や不法行為といった民法の一般規定による救済を考えるほかなかった。しかし、公序良俗等は判断基準が不明瞭であり、救済の可否の事前判断は極めて困難であった。

⁹ 国民生活センター平成26年1月23日報道発表資料「婚活サイトなどで知り合った相手から勧誘される投資用マンション販売に注意!!」【事例2】

¹⁰ 大阪地判平成20年1月30日判タ1269号203頁

¹¹ 名古屋地判平成21年10月23日判タ1333号170頁

¹² 国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」（2007年）15頁も同旨

(二) 日弁連の立法提案

「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」 ※「参考資料①」

【 提案の骨子 】

- ① 困惑取消類型を非身体拘束型困惑惹起行為に拡大する。
- ② つけ込み型不当勧誘取消権を創設する。

【 具体的な条文提案 】

(困惑惹起行為)

第5条 消費者は、事業者が消費者契約の締結に先立ち、又は締結の際に、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一・二 (省略) ※不退去、退去妨害

三 当該事業者が、当該消費者に対して、威迫する言動、不安にさせる言動、迷惑を覚えさせるような仕方その他心理的な負担を与える方法で勧誘すること。

(つけ込み型不当勧誘)

第6条 消費者は、事業者が、当該消費者の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の当該消費者が消費者契約を締結するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用して、当該消費者に消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、これを取り消すことができる。

2 第4条第4項の規定は前項の場合に準用する。

※消費者契約法は本来的に「消費者契約に関する包括的な民事ルール」。後追い立法とならないよう一定程度抽象的な条文案で提案している。

3 2016年改正・2018年改正の意義と残された課題

(一) 2016年改正

(1) 改正の内容

「過量契約取消権」の創設

(2) 改正の意義

被害事例のうち過量契約の事案は救済が可能となった。

※事例【A1】【A4】など。

(3) 残された課題

(ア) 「過量契約事案」以外の被害事案への対応の必要性

<具体例>

- ・ 対価的な均衡に欠ける取引 ※事例【A2】など
- ・ 本来であれば不必要であった取引 ※上記以外の事例

(イ) 「過量契約事案」への追加対応の必要性

<具体例>

いわゆる「次々販売」で4条4項後段の「同種」性が問題となる取引（異なる物品を次々と販売しているといった事例）

※ 実務上は先行する取引を4条4項前段の「消費者の生活の状況」の1要素と位置づけて、後行する取引に過量性を肯定するといった柔軟な解釈によって対応する予定。しかし、立法的な解決が望ましい。

(ニ) 2018年改正

(1) 改正の内容

「不安をあおる告知」「人間関係の濫用」を「困惑取消類型」に追加

(2) 改正の意義

(ア) 2つの被害類型の救済が可能となった。

(イ) 「不安をあおる告知」

<典型例>

- ・ 若年者への就職セミナー商法
- ・ 高齢者、疾病者への不安をあおる告知
- ・ 靈感商法（事例【A6】など）

(ウ) 「人間関係の濫用」

<典型例>

- ・ デート商法・恋人商法 ※後述する問題あり。
- ・ 高齢者への親切商法 ※同上

(3) 残された課題

(ア) 「不安をあおる告知」「人間関係の濫用」以外の被害事案への対応の必要性

<具体例>

(a) 上記2類型以外の行為態様で招来された対価的に不均衡な取引

※ 事例【A2】【A11】など

(b) 上記2類型以外の行為態様で招来された本来不必要であった取引

※ 事例【A3】【A5】【A7】【A10】など

(イ) 「不安をあおる告知」「人間関係の濫用」事案への追加対応の必要性

<具体例>

(a) 「社会生活上の経験が乏しいことから」要件の存否が問題となる事案

(例)

中高年への「不安をあおる告知」「人間関係の濫用」。例えば、「婚活サイトを悪用した投資用マンションの販売事例」（事例【A9】）の被害者の中心は、仕事を持ち、住宅ローンの審査も通過する30～40歳代の女性である。¹³ ※「参考資料②」

※実務上は「社会生活上の経験が乏しいことから」の柔軟な解釈で対応

¹³ 国民生活センター「婚活サイトなどで知り合った相手から勧誘される投資用マンション販売に注意!!」（2014年1月23日報道発表資料）では、PIO-NETにおける相談事例において、契約者は「女性・30～40歳代」に集中しており、平均年齢は35.1歳とされている。

する予定。しかし、立法的な解決が望ましい。

- (b)「同様の感情」「関係が破綻することになる旨を告げる」「困惑」といった要件の具備が問題となる「人間関係の濫用」事案

(例)

上記3要件を厳格に解した場合、それらの要件を全て満たす「デート商法」「恋人商法」事案は限定的ではないか。

例えば、事例【A8】の裁判例も判示しているように「今後の交際等を匂わせるような思わせぶりの言動をとらせ、好意を抱かせて勧誘に乗ってしまいやすい状況を作成」「男性の軽率、窮迫、無知等につけ込んで（中略）女性販売員との交際が実現するような錯覚を抱かせるといった手法で契約を締結させている事案も少なくない。

「困惑取消類型」の拡張という手法では、「デート商法」「恋人商法」の問題事例の全てを救済できないのではないか。

※実務上は「困惑」を「合理的な判断ができない心理状態を意味する広い概念である。幻惑、錯覚といった心理状態を含む」といった柔軟な解釈で対応する予定。しかし、立法的な解決が望ましい。

4 今後の法改正について（第1回会議「資料6」を踏まえて）

- (一) つけ込み型不当勧誘取消権の創設は喫緊の立法課題¹⁴

専門委員会の上記報告を受けて内閣府消費者委員会が2017年8月8日にとりまとめた内閣総理大臣に対する答申書でも、包括的なつけ込み型不当勧誘取消権の導入を喫緊の課題として付言している。

- (二) 2016年改正と2018年改正だけでは不十分

2016年改正における「過量契約取消の創設」及び2018改正における「困惑取消類型の拡張」は有意義であるが、上記の改正だけでは「つけ込み型不当勧誘事案」の救済方法としては不十分である。

- (三) つけ込み型不当勧誘取消制度の創設に向けた被害事例の分析や検討には賛成

実際の被害事例を、事業者の行為態様（「困惑」「幻惑」「浅慮」の作出行為の存否・内容）、消費者の事情（心理状態、属性）、契約の内容（不当性の存否・内容）といった観点から分析し、問題点を考察・検討して頂くことに賛成。

- (四) つけ込み型不当勧誘取消制度には、ある程度の包括性・抽象性が必要

2016年改正・2018年改正は、要件の客観性・具体性を強く要求したため、救済対象と位置づけていた「恋人商法」「親切商法」の事案も十分に救済できているのか疑義の残る法文となっている。「消費者契約に関する包括的民事ルール」であるはずの消費者契約法に「後追い立法」の弊害が生じつつあるのではないか。¹⁵

¹⁴ 内閣府消費者委員会の答申は、具体的には「高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」の導入を喫緊の課題として付言している。

¹⁵ 2018年改正法の国会審議の際に国会議員の先生方からも「消費者契約法の改正のちょっと在り方というものについて（中略）これ毎年毎年やれ、改正しろといっても大変きつい話です」といったご意見（若松謙維参議院議員。第196回国会参議院消費者問題に関する特別委

きたるべき第3次改正における「つけ込み型不当勧誘取消権」の法規範については、前述したような被害事例を不足なく救済できるよう、一定程度の包括性・抽象性を持った法規範としてご検討頂くことを希望する（予見可能性に対する配慮は、個別の行為類型の例示や逐条解説における例示でも実現可能である）。

第3 損害賠償額の予定・違約金条項について

1 問題事例

(一) 事業者の債務の履行前に契約をキャンセルした消費者への解約違約金の請求事例

- 【B1】パーティー会場・結婚式場の予約契約
- 【B2】貸衣装のレンタル契約
- 【B3】旅行や宿泊の予約契約
- 【B4】在学契約（3月中の入学辞退の事案）
- 【B5】新古車やゴルフ会員権の売買契約
- 【B6】工事請負契約
- 【B7】冠婚葬祭互助会契約

(二) 期限の定めある継続的契約を中途解約した消費者への解約違約金の請求事例

- 【B8】賃貸借契約
- 【B9】携帯電話利用サービス契約
- 【B10】通信サービス契約
- 【B11】役務・レッスンの受講契約
- 【B12】スポーツジムやフィットネスクラブの受講契約¹⁶

※ 裁判例は第1回会議「参考資料⑦」で列举のとおり。

2 法改正の必要性と具体的な立法提案

(一) 法改正の必要性

(1) 平均的損害の立証責任に関する問題

消費者契約法9条1号は、消費者契約の解消時に事業者が自らの損害（平均的損害）を上回る過大な違約金を消費者に請求する契約条項を無効とするもの。

しかし、事業者に生ずる損害の情報や資料を消費者が持っていることは通常ありえず、消費者が「平均的な損害」を主張立証するのは事実上困難である¹⁷。

むしろ、事業者に生じる「平均的な損害」の情報・資料を有しているのは事業者であり、事業者に立証責任を負担させることが妥当かつ公平である。

員会（平成30年6月4日）会議録第5号8頁）や、「本来はもっと基本的な包括的な救済ルール、消費者委員会の答申にあったように（中略）つけ込み型に対する取消し権入ってますけど、本当はここを中心に議論すべき、法改正もすべきだったんじゃないかと思います」といったご意見（大門実紀史参議院議員。同会議録10頁）も聞かれたところである。※「参考資料④」をご参照。

¹⁶ 国民生活センター平成30年10月11日報道発表資料『「解約できない」『解約料が高額』など、スポーツジム等での解約トラブルにご注意!!』【事例2】【事例4】

¹⁷ 「平均的な損害」の主張立証は適格消費者団体ですら困難と感じていること、及び、実務上の問題の詳細は、消費者契約法専門調査会において五条操弁護士から提出された報告書（参考資料⑤）、井田雅貴委員から提出された報告書（参考資料⑥⑦）をご参照。

下級審の裁判例では、消費者が一応の立証を行えば事実上の推定により事業者が平均的損害について反証する必要があるとし、運用面において事業者に平均的損害の立証を要求しているものも存在する。しかし、そのような運用が一般的であるとは言いがたい（参考資料⑤～⑦）。

よって、「平均的損害の立証責任」問題は立法的な解決を図る必要がある。

(2) 平均的損害の意義に関する問題

(ア) 「平均的な損害」の意義や算定基準は、裁判例においても一様ではない（第1回会議「参考資料⑦」のとおり）。第9条第1号が典型的に問題となる事例において、「平均的な損害」の算定基準を明確化する必要性は高い。できれば立法的な解決が望ましい。

(イ) ただし、もし仮に契約解除に伴う事業者の抽象的・観念的な逸失利益が「平均的損害」に当然に含まれると解するならば、実質的に消費者に解除権を認めないのと同じ結果となってしまう、第9条第1号の趣旨を没却させてしまう。上記の点には十分な配慮と注意が必要である。

(二) 日弁連の立法提案

「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」 ※「参考資料①」

【 提案の骨子 】

「平均的損害」の立証責任を事業者に転換することを提案するもの

【 具体的な条文提案 】

(不当条項とみなす条項)

第17条 次に掲げる消費者契約の条項は、不当条項とみなす。

一～五 (省略)

六 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項。ただし、これらを合算した額が、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えない部分を除く。

七～十三 (省略)

3 2018年改正と残された課題

(一) 2018年改正

2017年専門調査会報告書では「平均的損害の推定規定」を設ける立法提案が取りまとめられたが、立法には至らなかった。

(二) 残された課題

9条1号の改正による同号の実効性・利便性の向上。

4 今後の法改正について（第1回会議「資料7」を踏まえて）

(一) 9条1号の実効性を高める法改正には賛成

9条1号の実効性・利便性の向上のため、法改正に向けた種々の具体的な方策を検討して頂くことに賛成である。

- (二) 事業者が定めた違約金条項を事業者自身が内容説明することの合理性・公平性
- ① もともと「損害の立証責任」は損害賠償を請求する側にある。
 - ② 消費者契約における約款や契約書は事業者が一方的に作成するものであり、契約当事者の対等な協議のうえで合意・作成されるものではない。この点、民法420条の損害賠償の予定の考え方を消費者契約に形式適用するのは問題。
 - ③ 「損害賠償の予定・違約金条項」の規定内容の合理性に関する説明や立証の責任を事業者に負担させても何ら不合理ではない。

(三) 具体的な法改正の在り方

(1) 9条1号の実効性を高める種々の方策とコメント

(ア) 立証責任の転換

これが本来的な在り方と考える。¹⁸

※ 「消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）」の立法提案。

(イ) 推定規定（第1回会議「資料7・①案」）

- ① もともと業界標準を超える高額な違約金を定める違約金規定について、標準を超えている部分の合理性を当該事業者に主張立証させようというもの。業界標準が判然としない場合は有効に機能しない、業界標準自体が過大な違約金条項を定めている場合も有効に機能しないという限界がある。
- ② 2017年専門調査会報告書でも、審議時間との関係で当面の立法提案とされたもの。抜本的な対応策を別個にご検討頂くことが必要である。

(ウ) 訴訟における資料提出を促す制度（第1回会議「資料7・②-1案」）

- ① 具体的には、裁判所の釈明権行使や文書提出命令に関する特則規定を設けるという制度内容などになるだろうか。
- ② 訴訟手続における裁判所の訴訟指揮の積極性や審理の促進を促す効果を期待でき（訴訟指揮の現状は「参考資料⑤～⑦」のとおり）、有効な選択肢と考える。一方で、裁判手続を経由した事案でなければ使用できない制度内容である点が問題。年間2000万～2500万件とも言われる消費者紛争のうち、裁判手続に至るのはごくわずかとされる（消費生活センターへの相談事例でも4～5%）¹⁹。訴訟外でも利用可能な他の方策も併行して検討して頂く必要が

¹⁸ 河上正二教授（前消費者委員会委員長）も、2018年改正法の国会質疑の際に「消費者契約において当事者は損害賠償額の予定をすることはまず実質的な合意の中ではあり得ないことでありますから、420条そのものが動かないということを前提にした方がいいんじゃないかという気がいたします」「むしろ原則に戻って、損害が発生した事業者は、損害額、つまり、416条に基づく通常損害あるいは特別損害の範囲でのみ賠償請求ができるんだという形におきかえる必要があります」「でも、それでは一々大変だからということであれば、合理的な根拠を持った形での損害賠償額というものを示すべきであるというふうに、立証責任を法律でもって転換してしまうというのが本当は一番いい方法ではないか」と発言されているところである（第196回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会（平成30年5月15日）会議録第5号4頁）。※「参考資料③」をご参照。

¹⁹ 司法研修所「現代型民事紛争に関する実証的研究—現代型契約紛争(1)消費者紛争」（平成23年、法曹会）3～5頁。

あるのではないか。

(エ) 消費者に実体法上の資料提出請求権を付与する規定（資料7「②-2案」）

- ① 具体的には、消費者ないし適格消費者団体に、一定の要件のもと、実体法上の資料提出請求権を認める規定を設けるといふ制度内容などになるだろうか。
- ② 裁判手続に至った事例に限定されない制度内容である点において、9条1号の実効性を向上させる施策として有効な選択肢と考える。一方で、権利行使の主体や要件に関しては種々の見解が予想される。実務法曹としては、実効性を担保する義務違反の効果に関心がある。

(2) 平均的損害の意義

(ア) 前述のとおり、「平均的な損害」の算定基準を明確化する必要性は高い。その際、契約解除に伴う抽象的・観念的な逸失利益の全額が当然に「平均的損害」に含まれるわけではないことを明確化して頂くことは重要である。

(イ) この点、債権法改正に関する「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」への参議院の附帯決議は、諾成的金銭消費貸借契約の金銭交付前解除権を行使した場合、及び、金銭消費貸借契約で期限前弁済を行った場合の借主の損害賠償義務につき、未到来の契約期間分の約定利息金といった抽象的・観念的な逸失利益を当然に「損害」とは考えず、「損害が現実に認められる場合についての規定である」「金銭消費貸借を業として行う者については、資金を他へ転用する可能性が高いことを踏まえれば、基本的に損害は発生し難いと考えられる」という解釈基準を示している²⁰。このように「損害が現実に認められる場合の規定である」と考えるべき必要性・相当性は、9条1号の「平均的損害」の意義や判断基準を考える際にも妥当するものと考えられる。

(ウ) なお、9条1号が問題となる典型事例は、下記の2類型である。この2類型に関する問題状況や利益状況の異同を踏まえつつ、「平均的損害」の具体的な考え方や不当条項リストの在り方をご検討いただくことも有用ではないか。

- 1) 事業者の債務の履行前に契約をキャンセルした消費者への解約違約金の請求事例（【B1～7】）
- 2) 期限の定めある継続的契約を中途解約した消費者への解約違約金の請求事例（【B8～12】）

以上

²⁰ 「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」に関する参議院の附帯決議の第8項は、「八 諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定は、損害が現実に認められる場合についての規定であるところ、金銭消費貸借を業として行う者については、資金を他へ転用する可能性が高いことを踏まえれば、基本的に損害は発生し難いと考えられるから、その適用場面は限定的であることを、弱者が不当に被害を受けることを防止する観点から、借手側への手厚い周知はもちろん、貸手側にも十分に周知徹底を図ること。」としている。